

選択約款【家庭用温風暖房契約】新旧対照表

新	旧	摘要
5. 契約の締結、適用開始日および承諾の限界	5. 契約の締結および契約期間	変更
<p>(1) この選択約款に基づく契約の締結を希望されるお客さまは、当社が定める申込方法により、当社に申し込んでいただきます。なお、申し込みの際、暖房機器の製造番号を確認させていただきます。</p> <p>(2) この選択約款に基づく契約は、当社がお客さまからの申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。</p> <p>(3) <u>適用開始日</u>は、契約成立日以降最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日といたします。ただし、契約成立日がガスの使用開始日（以下「使用開始日」といいます。）以前の場合は、使用開始日<u>を適用開始日</u>といたします。</p> <p><u>(4)</u> 当社は、この選択約款に基づく契約をその<u>適用開始日から1年に満たない日</u>に解約（以下「短期解約」といいます。）されたお客さまから、同一需要場所においてこの選択約款または他の選択約款に基づく契約の申し込みがなされた場合であって、その契約の<u>適用</u>開始日が当該解約の日から1年に満たない日となる場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約の場合はこの限りではありません。</p> <p><u>(5)</u> 当社は、この選択約款に基づく契約を締結されているお客さまから、<u>短期解約の上で</u>他の選択約款に基づく契約への変更の申し込みがなされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。</p> <p><u>(6)</u> 当社は、お客さまが当社（導管部門を含みます。）との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金を、その契約に定める支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この選択約款に基づく契約の申し込みを承諾できないことがあります。</p>	<p>(1) この選択約款に基づく契約の締結を希望されるお客さまは、当社が定める申込方法により、当社に申し込んでいただきます。なお、申し込みの際、暖房機器の製造番号を確認させていただきます。</p> <p>(2) この選択約款に基づく契約は、当社がお客さまからの申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。</p> <p>(3) <u>契約期間</u>は、契約成立日以降最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日<u>から、その日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。以下同じ。）の末日まで</u>といたします。ただし、契約成立日がガスの使用開始日（以下「使用開始日」といいます。）以前の場合は、使用開始日<u>から、その日が属する年度の末日まで</u>といたします。</p> <p><u>(4)</u> 契約期間満了日以前に解約の申し込みがない場合、この選択約款に基づく契約は、契約期間満了日の翌日からその日が属する年度の末日まで継続するものとし、以後これにならうものといたします。この場合、当社は、その旨をお客さまにお知らせいたします。なお、お客さまが希望されるときを除き、その他の事項のお知らせについては省略いたします。</p> <p><u>(5)</u> 当社は、この選択約款に基づく契約をその<u>契約期間満了前</u>に解約されたお客さまから、同一需要場所においてこの選択約款または他の選択約款に基づく契約の申し込みがなされた場合であって、その契約の開始日が当該解約の日から1年に満たない日となる場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約の場合はこの限りではありません。</p> <p><u>(6)</u> 当社は、この選択約款に基づく契約を締結されているお客さまから、<u>その契約期間満了前に</u>他の選択約款に基づく契約への変更の申し込みがなされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。</p> <p><u>(7)</u> 当社は、お客さまが当社（導管部門を含みます。）との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金を、その契約に定める支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この選択約款に基づく契約の申し込みを承諾できないことがあります。</p>	変更 削除 変更 変更 変更 変更 変更
9. 単位料金の調整	9. 単位料金の調整	
<p>(1) 当社は、毎月、（2）②により算定した平均原料価格が（2）①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算定式により別表の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早取料金を算定いたします。</p> <p>なお、調整単位料金の適用基準は、別表の1（2）のとおりといたします。</p> <p>① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 調整単位料金（1立方メートル当たり）</p>	<p>(1) 当社は、毎月、（2）②により算定した平均原料価格が（2）①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算定式により別表の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早取料金を算定いたします。</p> <p>なお、調整単位料金の適用基準は、別表の1（2）のとおりといたします。</p> <p>① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 調整単位料金（1立方メートル当たり）</p>	

新	旧	摘要
<p>=基準単位料金 + <u>0.077円</u> × 原料価格変動額 / 100円 × (1 + 消費税率)</p> <p>② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 調整単位料金 (1立方メートル当たり) =基準単位料金 - <u>0.077円</u> × 原料価格変動額 / 100円 × (1 + 消費税率)</p> <p>(備考) 上記①、②の算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てます。</p> <p>(2) (1) の基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。</p> <p>① 基準平均原料価格 (トン当たり) <u>93,290円</u></p> <p>② 平均原料価格 (トン当たり) 別表の1(2)に定められた各3か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトン当たりLNG平均価格 (算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。) およびトン当たりLPG (プロパン) 平均価格 (算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。) をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。 (算定式) 平均原料価格 = トン当たりLNG平均価格 × <u>0.953</u> + トン当たりLPG (プロパン) 平均価格 × <u>0.0585</u> (備考) トン当たりLNG平均価格およびトン当たりLPG (プロパン) 平均価格は、当社ホームページおよび事業所等に掲示いたします。</p> <p>③ 原料価格変動額 次の算定式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。 (算定式) イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格 ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 原料価格変動額 = 基準平均原料価格 - 平均原料価格</p>	<p>=基準単位料金 + <u>0.075円</u> × 原料価格変動額 / 100円 × (1 + 消費税率)</p> <p>② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 調整単位料金 (1立方メートル当たり) =基準単位料金 - <u>0.075円</u> × 原料価格変動額 / 100円 × (1 + 消費税率)</p> <p>(備考) 上記①、②の算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てます。</p> <p>(2) (1) の基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。</p> <p>① 基準平均原料価格 (トン当たり) <u>54,690円</u></p> <p>② 平均原料価格 (トン当たり) 別表の1(2)に定められた各3か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトン当たりLNG平均価格 (算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。) およびトン当たりLPG (プロパン) 平均価格 (算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。) をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。 (算定式) 平均原料価格 = トン当たりLNG平均価格 × <u>0.9712</u> + トン当たりLPG (プロパン) 平均価格 × <u>0.0458</u> (備考) トン当たりLNG平均価格およびトン当たりLPG (プロパン) 平均価格は、当社ホームページおよび事業所等に掲示いたします。</p> <p>③ 原料価格変動額 次の算定式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。 (算定式) イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格 ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 原料価格変動額 = 基準平均原料価格 - 平均原料価格</p>	変更 変更 変更 変更 変更 変更
12. 解約	12. 解約	
<p>(1) 当社に契約違反があった場合、またはお客様のガス使用状況に変更がある場合には、お客様のお申し出に基づき、この選択約款に基づく契約を解約できるものといたします。ただし、<u>5(4)</u>の規定によりその後の契約の締結にあたって制限を受ける場合があります。</p> <p>(2) ~ (4) 【省略】</p>	<p>(1) 当社に契約違反があった場合、またはお客様のガス使用状況に変更がある場合には、お客様のお申し出に基づき、この選択約款に基づく契約を解約できるものといたします。ただし、<u>5(5)</u>の規定によりその後の契約の締結にあたって制限を受ける場合があります。</p> <p>(2) ~ (4) 【省略】</p>	変更

新	旧	摘要
付 則	付 則	
1. 実施の期日 この選択約款は、 <u>2026年4月1日</u> から実施いたします。	1. 実施の期日 この選択約款は、 <u>2024年8月1日</u> から実施いたします。	変更
2. この選択約款の実施に伴う切り替え措置 <u>当社は、料金算定期間の末日が2026年4月1日から同月末日に属する料金算定期間の早収料金は、2026年3月末日まで適用の選択約款【家庭用温風暖房契約】に基づき算定するものといたします。</u>	2. この選択約款の実施に伴う切り替え措置 <u>当社は、料金算定期間の末日が2024年8月1日から同月末日に属する料金算定期間の早収料金は、2024年7月末日まで適用の選択約款【家庭用温風暖房契約】に基づき算定するものといたします。</u>	変更
3. 【省略】	3. 【省略】	
(別 表)	(別 表)	
1. 【省略】	1. 【省略】	
2. 料金表（消費税等相当額を含みます。） (1) 基本料金	2. 料金表（消費税等相当額を含みます。） (1) 基本料金	
1か月およびガスメーター1個につき	<u>2, 267. 28円</u>	2, 167. 73円
(2) 基準単位料金	(2) 基準単位料金	
1立方メートルにつき	<u>163. 50円</u>	128. 12円
(3) 調整単位料金 (2) の基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。	(3) 調整単位料金 (2) の基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。	